

2 消 安 第 2 2 6 号  
消 表 対 第 7 1 2 号  
令 和 2 年 4 月 1 0 日

各都道府県米トレーサビリティ法主管部（局）長 殿

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長  
消費者庁表示対策課長  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた米トレーサビリティ法 の運用について

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号。以下「米トレーサビリティ法」という。）第 8 条においては、一般消費者に対する米穀等の産地情報の伝達が定められているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が国内外の食料品のサプライチェーンに深刻な影響を及ぼしつつあることに伴い、原材料の供給停滞により、法令を遵守し、一般消費者に対し、容器又は包装への表示により、産地情報の伝達を行っている商品について、原材料の切替えを検討している食品関連事業者が容器又は包装の資材変更に対応できず生産が滞るなど、米穀等に関する適正かつ円滑な流通に支障が生じることが危惧されています。

このように、新型コロナウイルス感染症の拡大が社会的、経済的活動に影響を及ぼしている現状において、食品の生産体制を確保する観点から、容器又は包装の表記と実際に使用されている原材料の産地に齟齬がある場合であっても、一般消費者に対して、店舗等内の告知、社告、ウェブサイトの掲示等により当該商品の適正な産地に係る適時適切な情報伝達が行なわれている場合にあっては、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととしますので、適切な対応をお願いします。

また、本通知に便乗した、一般消費者を欺瞞する<sup>ぎまん</sup>ような悪質な違反についての取締りを排除するものではないことを申し添えます。

なお、本通知をもって、「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う中国産輸入原材料の供給不足を受けた米トレーサビリティ法の運用について」（令和 2 年 3 月 9 日付け元消安第 5711 号・消表対第 397 号）は、廃止します。

(参考)「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた米トレーサビリティ法の運用について」  
(令和2年4月10日)に関するQ & A

(問1) 本通知における米トレーサビリティ法の弾力的運用の対象は何か。

(答)

- 1 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令(平成21年政令第261号。以下「米トレーサビリティ法施行令」という。)第1条第1号から第7号までに規定される飲食料品のうち、米トレーサビリティ法第8条に基づき産地を伝達しなければならない商品に限る。
- 2 具体的には、国内で製造・販売される米トレーサビリティ法施行令第1条第1号から第7号までに規定される飲食料品のうち、他の通知※により特別の扱いが認められている食品表示基準別表第15の1の「(6)もち」を除いたもので、原材料の産地を容器又は包装に表示した商品である。

※ 「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」(令和2年4月10日付け消表対第691号、2消安第217号、健が発0410第1号消費者庁表示対策課長・農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長・厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知)

(問2) 本通知に便乗した悪質な違反を確認した場合には、どのような対応を行えばよいのか。

(答)

本通知は

- ① 米トレーサビリティ法第8条に基づき、一般消費者に対し容器又は包装への表示により、産地情報の伝達を行っている商品であって、国内外における原材料等の供給停滞に伴い、食品関連事業者が、容器又は包装の資材の変更に即時対応できないなどの事情がある場合に限り
- ② 一般消費者に対して、店舗等内の告知、社告、ウェブサイトの掲示等により、当該商品に実際に使用された原材料の産地に係る情報を適時適切に伝達することを条件として
- ③ 容器又は包装の表記と実際に使用された原材料の産地情報に齟齬<sup>そご</sup>がある場合であっても、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこと

を知らせるものであり、上記②の情報伝達が適時適切に行われていない場合などを含め、一般消費者を欺瞞<sup>ぎまん</sup>するような悪質な違反についての取締りを排除するものではない。

このため、悪質な違反については、引き続き、関係機関とも連携した厳正な取締りを行うようお願いする。

(問3) 今回の米トレーサビリティ法の弾力的運用と今般発出された食品表示基準の弾力的運用<sup>\*</sup>との関係はどのようになっているか。

(答)

1 米トレーサビリティ法第8条第1項の規定により、米穀事業者が指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、原料米穀の重量順位にかかわらず、その産地を伝達しなければならないところ、食品表示基準に従って産地を表示しなければならない場合については、同項の適用対象外となっている。

2 具体的には、玄米及び精米並びにもちの原材料であるもち米の産地については、食品表示基準に従って表示することとされており、米トレーサビリティ法第8条に基づく産地情報の伝達義務の適用対象外となっている。

3 そのため、もちの原材料であるもち米の産地表示については、今般発出した食品表示基準の弾力的運用<sup>\*</sup>Q&A 問1から問4までに記載の要件を満たす場合には当該弾力的運用の対象となり、今回の米トレーサビリティ法の弾力的運用の対象となるものではない。

他方で、米トレーサビリティ法施行令第1条第1号から第7号までに規定される飲食料品(第3号「もち」のうち、食品表示基準別表第15の1の(6)に掲げる「もち」を除く。)については、問1及び問2記載の要件を満たす場合に、今回の米トレーサビリティ法の弾力的運用の対象となる。

※ 「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」(令和2年4月10日付け消表対第691号、2消安第217号、健が発0410第1号消費者庁表示対策課長・農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長・厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知)